平成27年1月30日　第19号

愛知県公文書館だより

目次

企画展関連資料写真…… 1
平成26年度企画展…… 2，3
表紙の写真の解説…… 3
古文書解読講座…… 4
『愛知県史』展示コーナー …… 5
明治初期の新聞より…… 5
明治期の県庁文書より…… 6
古文書講座…… 6
歴史資料保存利用機関関係団体の研究会・研修会に参加して… 7
インターンシップ研修生体験記…… 7
公文書の収集について…… 7
レファレンスコーナー…… 8
利用案内・編集後記…… 8

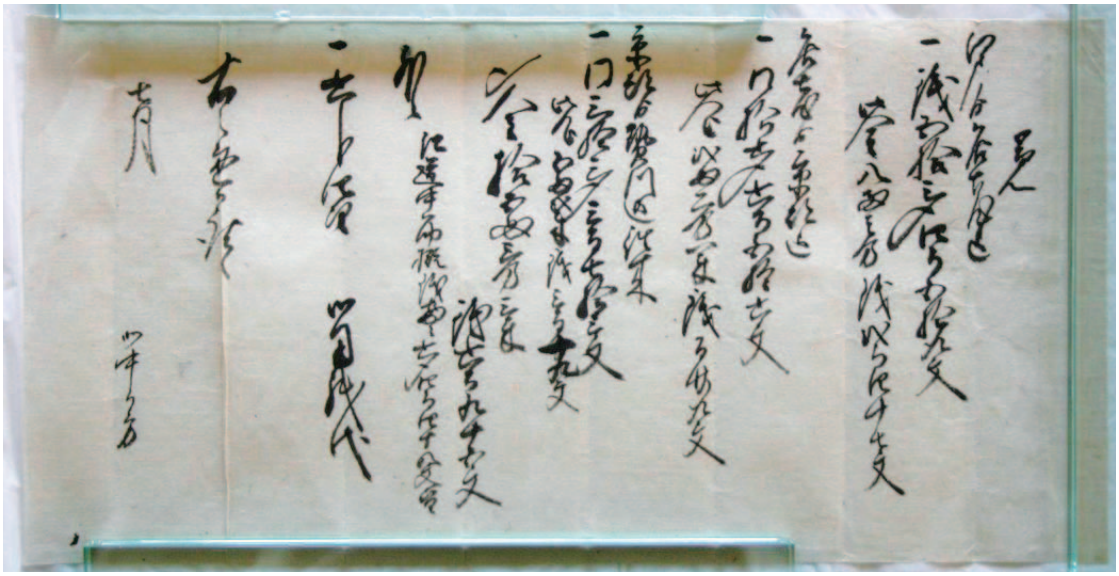

覚（大塚三右衛門家文書）

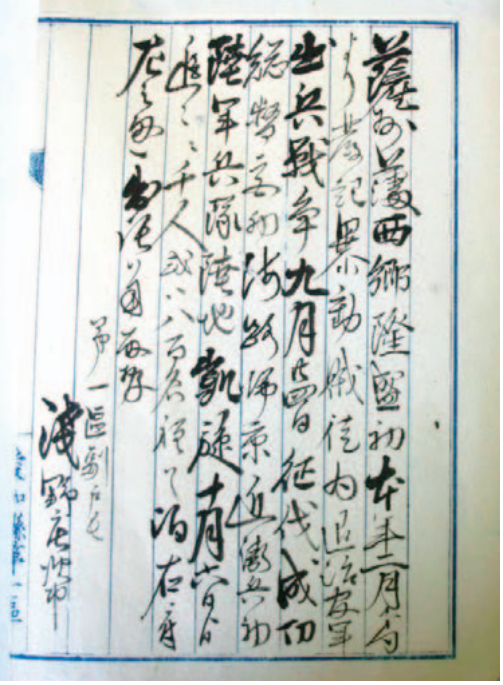

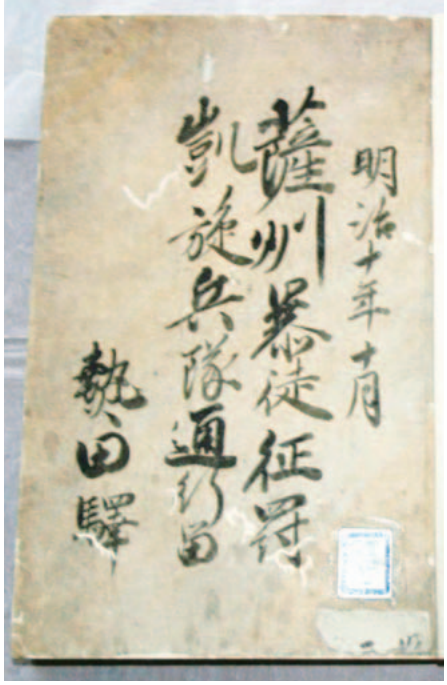

薩州暴徒征罰凱旋兵隊通行留

平成二十六年度企画展「あいちの道」

本年度の企画展は、「あいちの道」と題して、十月一日（水）から十一月二十八日（金）まで、本館展示室にて開催しました。

最近、街道や旧宿場町などが、テレビなどでよく取り上げられています。東海道は現在でも有名ですが、愛知県内を通る街道は東海道だけではありません。また、街道沿いの宿場町は、県内にはどんなものがあったのか、それらが設けられた目的は何かと、興味を持ったのが今回の企画展を計画した最初の動機でした。そして、道の変遷を追っていくうちに、最終的には現在本館に所蔵されている道路関係の公文書の内容にも繋がっていきました。道の歴史は続いていることを実感し、このテーマで企画展を開催したいと強く思い、準備を始めました。

地籍図に始まる地図・絵図類は、目で見て楽しめるため、場を賑わせてくれました。また、本館所蔵の古文書である「大脇家文書」、「大塚三右衛門家文書」、旧名古屋藩や郡役所の残した文書類、本館が複製本を所蔵している「愛知県庁文書」、マイクロフィルムで所蔵している国立公文書館の「太政類典」や「公文類聚」などの資料を主に用いて、シナリオを練っていきました。

以下、展示の構成に従い、企画展の概要をご説明します。

一　あいちの街道

始めに、愛知県を通る街道を紹介しました。街道を示す地図を探していたときにふと目を引いたのが、地籍図の「額田郡 岡崎市街」です。

岡崎は、江戸時代城下町としてだけでなく、東海道の宿駅としても栄えた場所でした。城下町としての特性がそのまま生かされた岡崎城下の東海道は「二十七曲り」と称され、曲がり角の多さで有名でした。当時の街道の様子が、寛政年間に作成された「東海道分間延絵図」に見て取れ、その屈曲の形が明治十七年作成の本館所蔵の地籍図に、ほぼそのまま表れていました。地籍図の原本は大きく、展示ケースぎりぎりの大きさでしたが、ふだんはご覧いただけない地籍図の原本をご覧いただくことができました。

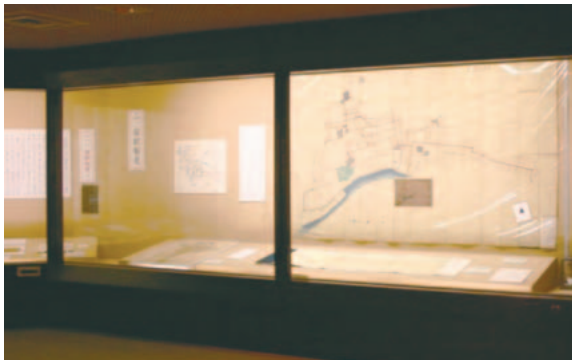

企画展の風景

また、県内を走る街道の起点やルートには諸説があり、全てを示すことはできませんでしたが、名古屋城付近を経由する街道をいくつか紹介しました。

二　宿駅制度

また、宿駅とその機能、伝馬と助郷によって成り立つ宿駅制度について展示を行いました。

伝馬とは、街道筋に置かれた宿駅（宿場）を通過する度に、荷物を持つ人足や馬を継ぎ替えさせる制度です。決められた数の人足や馬が宿駅内に常備され、用立てられましたが、交通量が多くて足りないときには、助郷として指定を受けた付近の村々が村高に応じた数の人馬を提供しました。

「大塚三右衛門家文書」の「人馬継立帳」には、江戸の板橋宿を出発して中山道の各宿を通り、一旦木曽街道を南下して名古屋に寄り、美濃路を通って再び中山道へ出て大津に至るまでの行程の記録が残っています。この文書に出てくる尾張藩士大塚亀治郎は京都で役職についていたため、大津を通過した後、京都へ向かったものと思われます。その足跡が詳細に見て取れるとともに、宿間の人馬の継立（必要とした人足数と駄賃）が記載され、各宿の問屋の判が押されているとても興味深い資料です。問屋の印は宿ごとに違い、見比べるだけでも楽しいものです。

次に、愛知県内の宿駅を紹介しました。宿駅として幕府の指定を受けたものは十九宿、その他尾張藩の指定を受けたものが四宿ありました。それらの位置を図示するとともに、幕府指定のものについては「宿村大概帳（天保十四年調べ）」に基づき、宿の規模などを一覧表で示しました。また、絵地図の中にも宿駅は交通の要所として描かれており、その役割が大きかったことを窺い知ることができます。

江戸時代を通して継続した宿駅制度ですが、荷物を運ぶときにかかる人馬賃銭は公用の場合には低く抑えられ、運営は常に厳しい状況でした。幕府や藩もさまざまな助成を行い、なんとか運営を続けていました。それもやがて限界を迎え、江戸幕府が倒れて明治政府が樹立された後もその立て直しはかなわず、明治五年、ついに宿駅制度は終焉を迎えました。

幕末・明治初期の状況に関する資料は、「愛知県庁文書」の中でも特に原本を徳川林政史研究所が所蔵し

表紙の写真の解説

表紙の写真は、二点とも街道通行に関する資料です。上段は「大塚三右衛門家文書」、下段は愛知県の公文書です。

上段の写真は、「覚」として、江戸より名古屋まで、名古屋より京都まで、京都より贄川までの往来運賃などが書かれた文書です。目的地まで宿駅を通過する度に人馬の継ぎ替えをし、かかった費用の合計金額が記載されています。日付は七月とありますが、年代は不明です。

下段の写真は、「薩州暴徒征罰凱旋兵隊通行留」の表紙とその一部です。愛知県文化会館から移管された公文書の一つで、現在は原本を裏打ちの上、和綴じ製本されています。明治十年、西南戦争に出兵した兵士たちが、戦争の終結後東京方面に陸路で凱旋する際に、熱田駅に宿泊した記録です。部隊名と宿泊人数、受け取った賃銭などが記載されています。時には、一度に千人単位で宿泊することもあり、当時の人々が人馬継立てや宿泊所の確保に奔走する姿が目に浮かびます。

上段の資料は、マイクロフィルムで、下段の資料はCDで閲覧いただけます。

ている文書に多く見えます。助郷については、全国の村々を全て宿駅の助郷に振り分ける「海内一同化」が明治元年に行われました。これにより、池鯉鮒宿や岡崎宿などに紀伊国の村々が助郷として宛がわれましたが、実際に荷物運びを行うことは困難なため、勤め分を金納する形をとっていました。しかし未納が相次ぎ、困り果てた宿駅が県に対応を求めた資料が残っています。また、宿駅制度が廃止されてからは、反対に藩や県が宿駅に対し貸し付けていたお金の取立てについての資料が多くあります。負債額は各宿数十円から数百円ほどですが、当時としては高額で、返済に四苦八苦していたことも文書から窺えます。この他、宿内の施設の払下げなどの資料もあり、宿駅制度の後処理についても知ることができます。

企画展の風景

これらの文書の中には、国とのやり取りを示すものもあり、当時内務卿や大蔵卿などを務めた大久保利通や大隈重信、伊藤博文、松方正義、陸奥宗光といった明治期を代表する政治家の名前を見ることもできます。

三　交通の近代化

最後に、宿駅制度が廃止された後の交通について展示しました。

明治六年の「河港道路修築規則」の制定から、道路の維持管理についての方策が随時進められていきますが、実際の土木工事は基本的に地元民の手で行われ、費用負担について、県や国と衝突することも多かったようです。江戸時代には通行が規制されていた荷車などの通行がこの頃には認められ、自由通行の妨げになっていた関所や宿駅もなくなり、人の往来が増えました。そのため、険路や悪路の修繕・付替などの工事が非常に多く行われました。「愛知県庁文書」の中でも、原本を国文学研究資料館が所蔵している文書に、関連の資料が多く残されています。

また、鉄道については、広い意味で「道」であると捉えて展示内容に加えました。

愛知県で最初の鉄道となる熱田―武豊間や幹線鉄道（現在の東海道線）については「公文類聚」によって紹介しました。県内の私設鉄道についてもいくつか展示しましたが、これら私設鉄道の大部分は、現在は名鉄に合併されています。

昭和二十七年には、新道路法が制定され、この法律の下で、現在の道路網が整備されました。

今回の企画展では、多くを明治から昭和初期の公文書に当たる「愛知県庁文書」に依りました。そこからは明治維新期の藩や県が、国と民衆との間で板挟みになりながらも双方と調整している様子が読み取れ、非常に興味深いものでした。当時の公文書から、交通制度や道路整備の移り変わりを県の事情を含めて捉えることもできました。

今回の企画展を契機に、郷土の歴史及び本館の所蔵資料に関心を持っていただければ幸いです。

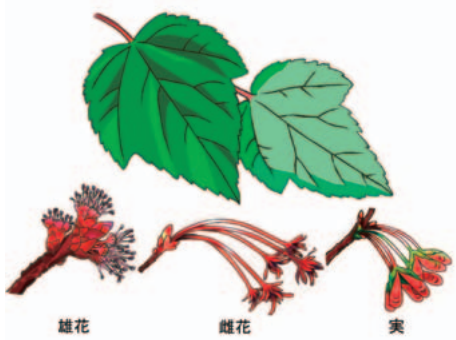

県の木　ハナノキ

古文書解読講座

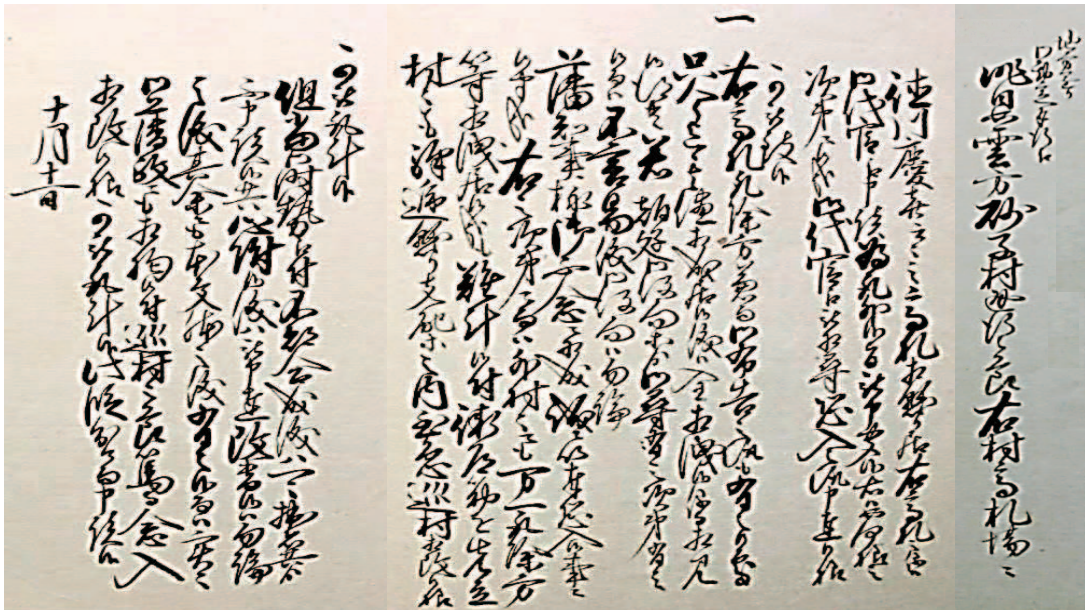

地方懸り
御勘定奉行江

昨日如雲方砂子村通行之節、右村高札場ニ
徳川慶喜云々之高札相懸り居、右高札之儀ハ
御代官江申談、為二取外一候旨被二申聞一候、右ハ如何様之
次第ニ候哉、御代官江被二相尋一恐入之趣申達候様
可レ被レ致候

一　右高札取除方兼而御布告之趣も有レ之候処
只今迄其儘相成居候儀ハ、全相洩候儀与相見
候得共、若朝廷御役向等ゟ御尋有レ之次第有レ之
候而ハ不二容易一儀、御役向ハ勿論
藩知事様御不念ニ相成、誠ニ以奉二恐入一候事ニ
候半哉、右之次第ニ而ハ外村々ニも万一取除方
等相洩居候哉も難レ計候付、街道筋を先立
村々とも、駅逓懸り支配等之内至急巡村相改候様
可レ被二取計一候
但、当御時勢江付、不都合成儀ハ一々拙者共ゟ
不二申談一候共、心附候儀ハ被二申達一、改書候ハ勿論
之儀、其余ニも本文体之儀有レ之候而ハ、実ニ
御藩政ニも相拘候付、巡村之節、篤与念入
相改候様可レ被二取計一候、此段分ケ而申談候

十月十一日

御紹介する史料は、本館が原本を所蔵する明治初期の「名古屋藩庁文書」の『政事日記』に記載された一件です。

事件は明治二年（一八六九）十月に起きました。名古屋藩の北辺の押さえを職務とする北地部宰の田宮如雲配下の者が、海東郡砂子村（現大治町）を通った折に、江戸幕府最後の将軍徳川慶喜の命令を書いた高札を見つけました。明治二年といえば、維新政府が戊辰戦争に結着をつけるとともに、版籍奉還や職員令などにより繰り返し藩政改革を迫っていた時期でした。そのような時期に、あろうことか旧幕府の高札が撤去されずに藩領に残っていることが発覚したのです。すぐに名古屋藩権大参事の民政判事生駒頼母、権少参事の民政担当深沢新平が指揮をとり、勘定奉行を通して当該地域の所付代官であった松平竹蔵らの取調べが始まります。

上掲史料には、①当該高札は以前に取り外すよう布告があったが、そのまま残ってしまった。②新政府の役人に問い質されるということになれば大変なことで、藩知事の落度にされてしまう。③他にも外し忘れの可能性があるので、駅逓懸り配下の者を街道沿いの村々から至急巡回させて確認せよ。④今後、同様の事が起こらないよう巡村の際には念入りに確認せよ、などと書かれています。

取調べの結果、代官所が村役人に取り外しの指示をしただけで古い立札を提出させなかったことや、新しい立札を渡さず代官所が書いた紙を村役人に渡して張るように命じただけであったことが杜撰であるとされ、所付代官は以後の入念な職務を命じられます。

『愛知県史』展示コーナー ―新刊掲載資料から―

県史編さん室では、公文書館の展示スペースを使って編さん事業と最新刊の紹介を行っています。今年度は、編さん物や諸記録を扱った『資料編14　中世・織豊』、名古屋の地域史料を扱った『同15　近世1　名古屋・熱田』、尾張藩関係史料を扱った『同21　近世7　領主1』で掲載した史料を紹介しています。

展示の風景

各巻の展示ブースをのぞいてみましょう。

【中世・織豊】「信長公記首巻」は初期の織田信長を知る基本史料です。父信秀の葬儀で抹香を位牌に投げつけた仕業、茶筅髷や豹・虎革の袴で大うつけといわれる出立ち、美濃の斎藤道三との交流など、よく知られた信長のエピソードがみられます。展示では初陣から尾張統一までの戦いの中から、桶狭間の戦い以前の信長の愛知県内での足跡をいくつか紹介します。

【近世1】本巻編さん過程で新たに見つかった資料群の中から三点の史料を展示しています。「西川家文書」からは庄内川河口の下之一色村（現中川区）が尾張藩から漁業権を認められていたことがわかる史料を、「杉ノ宮文書」からは城下町名古屋に隣接した町の様相を示していた中杉村の四軒家（現北区）に設置された番所・木戸の諸経費に関する史料を、油商を営んでいた「吉田家文書」からは油商小売仲間の申合せ書（取決め）を紹介します。

【近世7】尾張藩の付家老である竹腰家は、初代藩主義直の生母相応院（お亀の方）の息子であり、義直の異父兄である竹腰正信を祖としています。相応院は、尾張藩の重臣の内でも特に「万石家臣」と称される五家のひとつ志水家の出身です。展示では、相応院と彼女と縁のある石清水八幡宮の関係を示す史料を紹介します。また、竹腰家とともに付家老であった成瀬家が、「長篠合戦図屏風」および「長久手合戦図屏風」を所蔵していることは江戸時代でも有名でした。展示では、成瀬家の武功を描いた合戦図屏風が「文化財」として認識されていたことを示す史料を紹介します。

紹介した史料は、ごく一部です。一度、『愛知県史』で本県に関するさまざまな史料に触れてみて下さい。『愛知県史』は、県内の図書館などで見ることができます。また、自治センター八階の県史編さん室で販売しています。

明治初期の新聞より ―「第二大学区新聞」創刊号―

明治時代に名古屋県で発行された新聞として月三回発行の文明社「名古屋新聞」、毎日曜日発行の週報社「愛知週報」などがありますが、明治八年九月二十日付、日刊新聞として「第二大学区新聞」創刊号が発刊されました。第二大学区とは、学制による教育行政区分で、現在の愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、福井県、石川県を範囲として、愛知県に本部が置かれていました。

また、翌年の明治九年一月九日の通号三十六号から、「二大学区愛知新聞」に改題され、さらに通号五十三号以降は、愛知新聞社発行の「愛知新聞」に改題されました。

この新聞の創刊号の紙面冒頭には、「当県御布達御指令并ニ公判等悉皆記事載録御用之儀聞届相成候付爾後発端江脱漏刊行イタスヘク依テ此ニ明告ス」と記されています。実際に布達のすべてが記録されるようになるのは、「愛知新聞」となってからです。

また、巻末には、「コノ新聞紙ハ専ラ第二大学区ノミナラス普子ク全国ニ及フハ先キニ已ニ述ヘタリ又更ニ海外ノ新聞ヲ雑記シ或ハ新泊洋書ノ翻訳カラ商舶貿易ノ利不利ニ至ルマテ二号三号逐次記出ス看客其出ルニ隨テ高評ヲタマヘ」とあり、愛知県のみならず、第二大学区や全国に普及させようという意気込みも見られます。

紙面の大部分は「論説」に割かれていますが、中には「興行芝居の華やかな様子」、「旅費を盗まれ立ち往生している人への親切の話」、「侍の名を売らんとして断られる話」、「米や綿、油の物価や塩相場」などの記事もあり、当時の生活の様子も窺い知ることができます。

当館では明治期に発行された十種類の新聞を備えており、マイクロフィルムにてご覧いただけます。

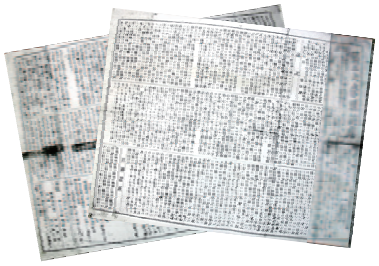

「第二大学区新聞」（創刊号）

明治期の県庁文書より
― 幻の鉄道計画 ―

本年度の企画展では、愛知県で最初の鉄道となる熱田―武豊間や幹線鉄道（現在の東海道線）や県内の私設鉄道について紹介しました。

企画展の準備のために資料を探していると、本館所蔵の県庁文書の中に、新しい鉄道の敷設について、「鉄道発起願書」など多くの資料が存在していることがわかりました。特に明治三十年前後には民間会社による私設鉄道も各地で開業するようになり、鉄道熱と呼ばれるほど、会社設立の免許申請が急増しました。鉄道局年報（明治三十一年度）によれば、全国の仮免許申請は明治二十九年度が五百五十五件、三十年度が三百七件とあり突出しています。

その中から尾三鉄道株式会社の資料について紹介します。明治二十九年一月十七日、「尾三鉄道株式会社発起願書進達願」が愛知郡鳴尾村の発起人代表永井松右衛門から知事を通じて逓信大臣に提出されました。この計画は、愛知郡熱田町を起点として、平針村、西加茂郡三好村から挙母町に至り、更に額田郡岡崎町に達し、同町より東海道の国道に沿って宝飯郡赤坂町、御油村に至り豊川町に終わるものです。更に東は豊川鉄道、西は関西鉄道に連絡するという計画でした。

初めは、鉄道の敷設に強く反対する意見もありました。宝飯郡一町二村から提出された請願書によれば、該当町村の利害及び水利上の関係などさまざまな反対理由が挙げられています。明治二十九年七月二十五日に長沢村長から提出された、「尾三鉄道敷設に関し本村疲弊に付情願」には、「村ハ東西ニ長ク軌道ノ敷地一里以上ニシテ地味モ亦上位ヲ占ムル耕地ヲ貫通シ…残地ハ山沢之樹陰多クシテ澆薄ナレハ収穫当ヲ得ス故ニ人々食ヲ給スルニ足ラス朝夕ノ炊煙自然衰フルニ到ル村民凍餓スルハ必然ノ理ナリ豈一村疲弊ト云ワサルヲ得ンヤ」と記されています。町村各々の事情があり収拾がつかないため、明治二十九年十二月二十三日に宝飯郡長から該当する町村の詳細について記した状況説明書が、改めて提出されました。

その後、この計画は岡崎以西名古屋までの経路のみが許可され、それ以東豊川に達する経路は中断されるという風説が立ちました。そのため、明治三十年三月十七日、「尾三鉄道株式会社布設に関する請願」が、宝飯郡豊川町、額田郡岡崎町など二郡六町村から逓信大臣に提出されました。

その中で、「公明ナル閣下某等ノ希望ヲ容レラレ速ニ全線許可ヲ尾三鉄道株式会社ニ与ヘラレ永ク沿道人民ヲシテ其恩沢ニ浴セシメラレンコトヲ請願ス」と、訴え出ています。

さらに、明治三十一年五月十一日、逓信大臣から「尾三鉄道株式会社仮免許状」が下付されました。仮免許状の有効期間は十八箇月で、その間に正式な免許状の交付を受けなければなりません。ところが、測量費が沿道町から拠出されて測量は完成したものの、経済状況が悪化して企業目論見書に掲げられた資本金が集まらない事態に至りました。そのため、明治三十二年十一月六日に、「尾三鉄道免許延期願」が知事から鉄道局長官に提出され、九箇月の仮免許状延長許可が下りました。しかし、最終的に仮免許状は失効し、幻の鉄道計画となるのです。この頃、県内に鉄道を敷設しようと申請して却下されたものが何件もありました。

県の鳥　コノハズク

古文書講座

平成二十六年十一月に、古文書講座を開講し、入門編は四日間、応用編は二日間に分けて実施しました。

入門編は、候文や返読文字、異体字、変体仮名などについて具体例を交えながらスライドで説明しました。その後、本館所蔵の「名古屋藩庁文書」の『政事日記』及び、「一札（宗門村送り）」（尾張国愛知郡相原村近藤家文書）の解読に取り組みました。受講者が自力で翻訳する時間を取り、その後、本館職員が解読していきました。

古文書講座の風景

応用編は、県史編さん室職員が講師を務め、『愛知県史』（資料編21　近世7　領主1）に掲載の「天保十三年犬山大火による犬山城修復の記録」を読み下し、内容の解説を行いました。歴史の醍醐味を味わっていただけたことと思います。

歴史資料保存利用機関関係団体の研究会・研修会に参加して

本館は、公文書館など歴史資料保存利用機関の連携・研究協議団体である「全国公文書館長会議」、「東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会」及び「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」の会員であり、毎年各団体が主催する研究会・研修会などに職員が参加しています。

本年度の「全国公文書館長会議」は、六月九日・十日に札幌市において開催されました。

初日の実務担当者による意見交換会では、「公文書の選別」、「電子文書の管理、移管、保存、公開など」をテーマに、参加館からの事例報告や、活発な意見交換が行われました。

二日目には、「公文書館に求められるもの」をテーマに、基調講演とパネルディスカッションが行われた後、国立公文書館及び各公文書館の取組についての報告などがありました。

また、「東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会」の総会・事務担当者研究会が、十月三日に富山県公文書館を会場に開催され、会員機関から提出された議題について意見交換が行われました。お互いに有用な情報を共有することができ、大変有意義でした。

インターンシップ研修生体験記

本館では、愛知県のインターンシップ受入事業（東海地域インターンシップ推進協議会と連携）により、毎年研修生を受け入れています。十日間程度の短い期間ではありますが、研修生には、本館のさまざまな業務を体験していただいています。

本年度は、四名の大学三年生の方が参加し、文書の修復、行政刊行物の整理、企画展の準備作業、窓口での受付などの業務を体験しました。研修生の皆さんの感想や、公文書館に対する印象などを紹介します。

インターンシップの研修風景

〈研修生A〉

「修復作業にはすごく気を遣いました。古いものだと壊れやすく、ホッチキスの針をとるのも一苦労でしたが、そのような苦労があってこそ、県民は資料を閲覧できるのだと実感できました。」

「職員の仕事を間近で見たり、体験することで、将来のビジョンが以前よりも明確になりました。」

〈研修生B〉

「公文書館のはたらきについて、より深く知ることができました。行政資料や刊行物の最終保管庫としての役割は、県や県民の歴史を守る非常に重要なものだと思います。また、その資料自体を後世に残すためにさまざまな工夫がなされていることも知りました。」

「今回のインターンシップで、報告・連絡・相談とコミュニケーションの重要性を実感しました。」

〈研修生C〉

「仕事の一つ一つは地道な作業だが、こうした作業が集まったものとして公文書館という組織が成り立っているということが実感できました。」

〈研修生D〉

「受付業務をはじめとして、インターンシップでなければできないような貴重な体験が多くできました。」

県の花　カキツバタ

公文書の収集について

公文書は、文書ごとに一、三、五、十、三十年などの保存期間が設けられています。保存期間の満了時、主務課が今後も業務で当該文書を必要と判断した場合には、保存期間の延長を行い、現用文書として業務に利用します。

しかし、延長されなかった文書は全て廃棄されることになります。本館では、これらの廃棄される文書の中から歴史的価値があるとされる文書を選別して収集しています。選別に当たっては、本館が定める選別基準、「条例、規則、訓令等の例規に関するもの」、「県の重要な計画に関するもの」、「重要な行事に関するもの」など二十二項目に基づいて選別しています。

収集した文書は、くん蒸（殺虫・防カビ）処理、修復作業（金属類の除去、表紙の補修、保存箱への収納など）及び整理作業（簿冊ごとに件名目次を作成）を経て、利用に供されます。

毎年新しく公開される文書は、千冊程度あります。歴史的価値があるとして選別された文書を、利用者の皆様の調査研究に役立てていただければ幸いです。

レファレンスコーナー

Q　地籍図の複製をよく利用していますが、地籍図の本物はどうなっていますか？

A　地籍図は、千二百分の一の縮尺で作成されており、その複製は八十五×六十cmのシートに分割されてケースに収納されています。地籍図の原本の大きさは、村ごとで異なっています。大きいものは渥美郡中山村で、四百十三×七百六十四cmの畳約十九枚分。小さいものは西春日井郡中河原村で、三十一×四十三cmで、A3版より小さい大きさです。どの村の図も折りたたまれて、左の写真のように箱に収められています。

原本は劣化が激しく、普段は見ていただくことができませんが、今回の企画展で額田郡岡崎市街を展示しましたように、地籍図の原本は折々に展示しています。

額田郡岡崎市街

利用案内

県の魚　クルマエビ

◆ 交通機関
地下鉄名城線「市役所」下車　5番出口
市バス・名鉄バス（基幹バス）「市役所」下車

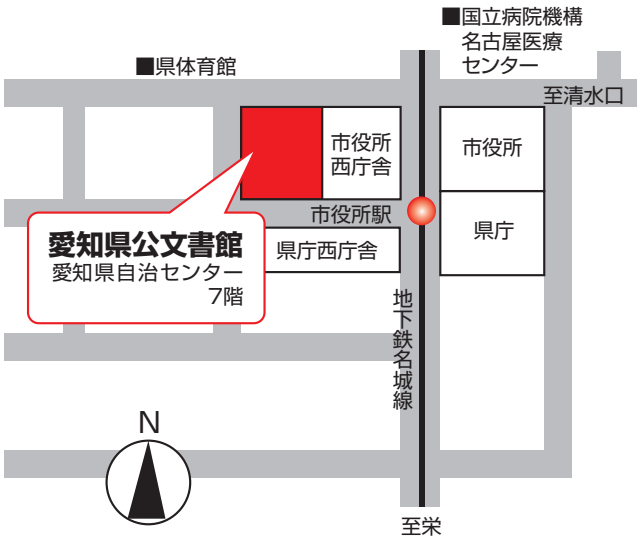

◆ 開館時間
午前9時～午後5時

◆ 休館日
土曜日・日曜日・整理期間（春季10日以内）
国民の祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

◆ 利用方法
・資料の閲覧は無料です。
・閲覧を希望される場合は、備え付けの「閲覧票」に所定の事項をご記入の上、受付に提出してください。
・所蔵資料の複写にも応じています。（有料）ただし、一部複写できないものがあります。
・館外貸出しは行っておりません。

◆ 展示
展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展を開催し、所蔵資料の展示を行っています。

ホームページアドレス　http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/

編集後記

▽愛知県公文書館だより第十九号をお届けします。

▽本号では、本年度の企画展「あいちの道」についてご紹介しました。アンケートでは、「交通の歴史的変遷が理解できた」、「県の街道が理解できた」などのご意見をいただきありがとうございました。展示の方法など、ご指摘をいただきました点につきましては、今後の企画展に反映させていただきます。

▽また、公文書の収集についての記事を掲載させていただきました。愛知県公文書館では、毎年度廃棄予定となるたくさんの公文書の中から、歴史的価値のある公文書を選別・収集しています。

▽この「だより」が県民の皆様と、本館を結ぶ架け橋となりますことを祈念しております。

愛知県公文書館だより　第十九号
平成二十七年一月三十日
編集発行　愛知県公文書館
〒四六〇－〇〇〇一
名古屋市中区三の丸二－三－二
愛知県自治センター内
電　話〇五二（九五四）六〇二五
ＦＡＸ〇五二（九五四）六九〇二
電子メール
kobunshokan@pref.aichi.lg.jp